

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人へ 資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

問い合わせ先

- 国民健康保険 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療制度 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

被保険者証または資格確認書（国民健康保険・後期高齢者医療）が**7月31日（木）**に有効期限が切れます。

書類が届かないときや、内容に誤りがあったときは、**必ず連絡してください。**

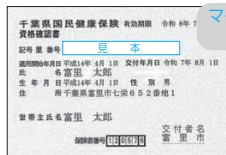
国民健康保険に加入している人

8月1日（金）から有効となる新しい**資格確認書**または**資格情報のお知らせ**を**7月中旬～下旬に郵送**します。



マイナ保険証をお持ちの人
「資格情報のお知らせ」を郵送します

マイナ保険証で医療機関などを
受診してください。
※「資格情報のお知らせ」単体
では受診できません。



マイナ保険証をお持ちではない人
「資格確認書」を郵送します

資格確認書を医療機関の窓口
に提示することで、これまでどおり
受診できます。

■注意事項

- 国民健康保険税の滞納がある世帯には、特別療養の資格確認書または資格情報のお知らせが郵送される場合があります。
- 70歳以上の被保険者には、高齢受給者証と一体化した「国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証」を郵送します。
高齢受給者証には負担割合が記載されます。

後期高齢者医療保険に加入している人

8月1日（金）から有効となる新しい**資格確認書**を**7月中旬～下旬に郵送**します。

限度額認定の申請

入院および外来診療のとき、ひとつの医療機関で医療費の月額が高額になり、自己負担限度額を超える場合は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

- 限度額適用認定証は自動更新ではありません。継続して交付を希望する人は8月1日以降の申請が必要です。
- マイナ保険証で受診する場合は限度額適用認定証の手続きは不要です。
- 過去12カ月の入院日数が91日以上の住民税非課税世帯（70歳未満および70歳以上で低所得者Ⅱ）の方で、入院時の食事代のさらなる減額を受ける場合は、申請が必要です。

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 通知書を送付します

介護保険料

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

65歳以上の人に通知書を**7月中旬に発送**します。

通知が届いたら内容を確認の上、納期内納付にご協力をお願いします。

納付方法

■特別徴収（年金天引き）

年金の年額が18万円以上の人は、原則、**年6回の特別徴収**です。令和6年度が特別徴収の人と、令和7年度の仮徴収（4・6・8月）が特別徴収の人は、本徴収（10・12・2月）分も年金から特別徴収されます。

■注意事項

納入通知書（納付書）が届いた場合は、特別徴収の準備が整っていない、または、特別徴収の要件を満たしていないということです。納入通知書で納付してください。
※特別徴収の要件を満たしている人は、自動的に特別徴収が始まります。

■普通徴収（個別納付）

特別徴収の対象とならない人は、普通徴収になります。送付された納入通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。
※納付には口座振替が便利です。

■その他

次の人は保険料が変更になりますので、後日、「保険料額変更通知書」を送付します。
○被保険者の世帯で、期日より遅れて確定申告した人がいる場合
○年度の途中で他市町村へ転出した場合 など

国民健康保険税

問 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083

世帯主あてに通知書を**7月15日（火）に発送**します。

世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主には納期内に国民健康保険税を納める義務があります。

なお、所得の申告がない場合、国民健康保険税が正しく賦課されない（軽減の適用とならない）ことがありますので、必ず申告してください。

納付方法

■特別徴収（年金天引き）

次の項目に該当した場合、特別徴収の対象になります。

- 世帯主が国民健康保険に加入
- 世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳～74歳である
- 年金受給額が年間18万円以上
- 国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の1/2を超えない

■特別徴収の納付月

4・6・8月の特別徴収（仮徴収）は、原則、「前年度の2月の特別徴収額と同額」が年金から天引きされます。
10・12・2月の特別徴収（本徴収）は、年間の保険税から、4・6・8月に仮徴収した金額を引いた残額を3回に分けて年金から天引きされます。



■普通徴収

特別徴収の対象にならない人は、普通徴収になります。

送付された納税通知書により、市指定の金融機関窓口やコンビニなどで納付してください。

※普通徴収は、原則、口座振替による納付になります。

国民健康保険税の軽減

国民健康保険では、世帯の所得や構成に応じて保険税が減額となる制度があります。

- 所得が一定以下の場合の軽減
- 国保加入者が後期高齢者医療へ移行した世帯に対する減額
- 旧被扶養者にかかる減免
- 非自発的失業者（会社の倒産や解雇、雇用期間満了など）の軽減



後期高齢者医療保険料

問 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

被保険者一人ひとりに通知書を**7月15日（火）に発送**します。

■対象

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している人

納付方法

年金受給額などによって異なりますので、通知書で確認してください。

■特別徴収（年金天引き）

年金受給額が年間18万円以上の人は、原則、**年6回の特別徴収**です。

4・6・8月分は仮算定された保険料を年金天引きしますが、10・12・2月分は確定後の保険料額から仮算定分を差し引いた額を3回に分けて年金天引きとなります。

※年金天引きされている人でも、口座振替で納付することができます。詳しくは問い合わせください。

■10月から特別徴収（年金手引き）となる人

7～9月までの3期分は、納付書または口座振替により、納付してください。

10・12・2月分は年金天引きとなります。

■普通徴収（個別納付）

年金の年額が18万円未満の人や、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超える人は、年金天引きの対象にはなりません。同封してある納付書で、7月から翌年2月までの毎月（計8期）、期限内に市指定の金融機関窓口などで納付してください。

口座振替により納付している人は、納期限までに入金確認をお願いします。

※国民健康保険税を口座振替により納付していた人も、新たに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きが必要です。

年金天引きできない場合は、普通徴収となります

決定通知書により特別徴収（年金天引き）の案内をした人でも、事情により年金天引きできない場合があります。年金天引きができない場合は、後日、普通徴収の納付書を送付します。